**☆再交付申請について☆**

現在使用している宅地建物取引士証の有効期限前の方が宅地建物取引士証を亡失・滅失した場合は『再交付申請書』を北海道宅地建物取引業協会まで届け出てください。

まず、住所が変更された方は変更登録申請書を登録振興局に提出していただきます。

（住所等の変更、提出書類は北海道庁ホームページの宅地建物取引士登録の申請・届出を参考にしてください。）その後に以下の書類を北海道宅地建物取引業協会に郵送又は持参してください。

1. 再交付申請書

※再交付を申請する理由を必ず記載して下さい。

1. 北海道収入証紙　4,500円分
2. 写真　カラー(縦3㎝×横2.4㎝)　１枚

※本人とすぐ分かるように、鮮明で明るさコントラスト、画質が適切であるもの。６ヶ月以内に撮影し、無帽、正面、上半身無背景の写真。ただし、ポラロイド、光沢紙ではないもの、不鮮明なもの、劣化の可能性のあるものは不可とする。

④汚損、破損の場合は宅地建物取引士証を添付して下さい。

⑤簡易書留４３４円切手を貼った返信用封筒　又は　レターパックライト３７０円　可

※返信先の住所（自宅以外でも可）を記入してください。

※レターパックライトの方は追跡番号シールをはがしてご自身でお持ちください

その他『速達』等の郵便配達を希望される方はその料金分の切手も貼付してください。

・宅建士証の発行につきましては、以下のようになります。発行日に同封して頂いた返信封筒にて送付いたします。

毎週水曜日　〆日　　　　　　　翌週木曜日　発行日

* 但し、〆日・発行日が土日祝の場合は､その後日を〆日・発行日としますが、

ゴールデンウィーク、年末年始等、この限りではありませんのでお問い合わせください。

様式第七号の五（第十四条の十五関係） 　 （Ａ４）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ３ | ７ | ０ |
| 宅地建物取引士証  再交付申請書 | 証紙欄  （消印してはならない） | | | | |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

北　海　道　知　事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　郵便番号（　　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号（　　　）　　　－

　　　　受付番号　　 　　　　受付年月日　　　 　　 申請時の登録番号

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ＊ | | ＊ | |  |  |
|  |  |  |  |

　　　受講年月日

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| ＊ | |
|  |  |

宅地建物取引業法施行規則第14条の15の規定により、下記のとおり宅地建物取引士証の再交付を

申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住 　　　　所 |  | 確認欄    ＊ |
| （フ　リ　ガ　ナ）  氏名 |  |
| 生年月日 | 年　　　　　月　　　　　日 |
| 再交付を申請する理由 | １．亡失 　２．滅失 　３．汚損　 ４．破損　 ５．その他の事由 |
|  |

備　　考

　①　申請者は、＊印の欄には記入しないこと。

　② 「申請時の登録番号」の欄は、登録を受けている都道府県知事については、下表より該当する

　　コードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、５１～６４のうち該

　　当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「１」を

　　記入すること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| (記入例) | １ | ３ |  | ０ | ０ | ０ | １ | ０ | ０ |  |  | ［東京都知事登録第０００１００号の場合］ |
|  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 02 | 青森県知事 | 17 | 石川県知事 | 32 | 島根県知事 | 47 | 沖縄県知事 |
| 03 | 岩手県知事 | 18 | 福井県知事 | 33 | 岡山県知事 | 51 | 北海道知事 （石狩） |
| 04 | 宮城県知事 | 19 | 山梨県知事 | 34 | 広島県知事 | 52 | 北海道知事 （渡島） |
| 05 | 秋田県知事 | 20 | 長野県知事 | 35 | 山口県知事 | 53 | 北海道知事 （檜山） |
| 06 | 山形県知事 | 21 | 岐阜県知事 | 36 | 徳島県知事 | 54 | 北海道知事 （後志） |
| 07 | 福島県知事 | 22 | 静岡県知事 | 37 | 香川県知事 | 55 | 北海道知事 （空知） |
| 08 | 茨城県知事 | 23 | 愛知県知事 | 38 | 愛媛県知事 | 56 | 北海道知事 （上川） |
| 09 | 栃木県知事 | 24 | 三重県知事 | 39 | 高知県知事 | 57 | 北海道知事 （留萌） |
| 10 | 群馬県知事 | 25 | 滋賀県知事 | 40 | 福岡県知事 | 58 | 北海道知事 （宗谷） |
| 11 | 埼玉県知事 | 26 | 京都府知事 | 41 | 佐賀県知事 | 59 | 北海道知事 （オホ） |
| 12 | 千葉県知事 | 27 | 大阪府知事 | 42 | 長崎県知事 | 60 | 北海道知事 （胆振） |
| 13 | 東京都知事 | 28 | 兵庫県知事 | 43 | 熊本県知事 | 61 | 北海道知事 （日高） |
| 14 | 神奈川県知事 | 29 | 奈良県知事 | 44 | 大分県知事 | 62 | 北海道知事 （十勝） |
| 15 | 新潟県知事 | 30 | 和歌山県知事 | 45 | 宮崎県知事 | 63 | 北海道知事 （釧路） |
| 16 | 富山県知事 | 31 | 鳥取県知事 | 46 | 鹿児島県知事 | 64 | 北海道知事 （根室） |

　③　「再交付を申請する理由」の欄は、該当するものの番号を○で囲み、具体的な理由を記すこと。

　④　汚損又は破損又はその他の事由を理由に申請する場合は、申請者が現に有する宅地建物取引士証を添

付すること。

|  |
| --- |
| 【 提出先 】  　○　公益社団法人北海道宅地建物取引業協会  〒060-0001　札幌市中央区北1条西17丁目　北海道不動産会館２階  電話　０１１－６１１－３７６１  又は  　○　公益社団法人全日本不動産協会北海道本部  　　　　　〒064-0804　札幌市中央区南4条西6丁目11番地2　全日ビル２階  　　　　　電話　０１１－２３２－０５５０ |